

実証機関候補の登録に関する選定の観点について

実証機関候補の登録について

「環境技術実証事業実施要領：令和5年11月16日」に従い、実証機関候補を募集します。実証機関候補は、領域ごとに募集します。

実証機関候補の登録に関する選定の観点について

環境技術実証事業における実証機関候補の登録に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。※当観点は、環境技術実証事業実施要領に従っています。

1. 組織・体制について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ② 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ③ 定期的な内部監査を実施する体制が整っていること。
- ④ 実証業務にかかる記録の保持を実施する体制が整っていること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
(申請書類：別添2～別添4及び別添6)
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添12)

- ⑤ 品質管理システムが構築・文書化されていること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
(申請書類：別添4)

2. 技術的能力について

- ① 実証技術領域又は区分に関する十分な実績を有していること。
- ② 実証技術領域又は区分に関する十分な専門的知識を有する人員を有していること。
- ③ 試験を自ら行う場合は、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の要求事項に従い、試験データを生成する体制が整っていること。
- ④ 試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させる場合は、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の要求事項に従い、試験が実証計画に従い適切に実施されていることを監査する能力を有すること。

- 実証計画の検討・策定、実証(試験を含む)の実施体制等に関する資料
(申請書類：別添5及び別添6)
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類：別添12)

3. 公公平性の確保について

- ① 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 特定の実証申請者等との利害関係により、試験の実施等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと。

- 公公平性の確保に関する説明資料
(申請書類：別添 7)

4. 独立性の確保について

- ① 実証機関に属する者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと。
- ② 財務上の独立性があること。

- 独立性の確保に関する説明資料
(申請書類：別添 8)

5. 機密保持について

- ① 実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者によって異なるおそれがないこと。

- 機密保持に関する説明資料
(申請書類：別添 9)

6. 苦情及び異議申立てについて

- ① 実証申請者からの苦情及び異議申立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

- 苦情及び異議申立てに関する説明資料
(申請書類：別添 10)

7. その他の資料

(1) 経理的基礎について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎があること。
- ② 定期的に会計監査を実施すること。

- 経理的基礎に関する説明資料
(申請書類：別添 11)
- 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）
(申請書類：別添 13)

(2) JIS Q 17020(ISO/IEC 17020)への準拠について

- ① JIS Q 17020(ISO/IEC 17020)に準拠していることは、当該国際規格に関する専門家による研修を受講し、ISO/IEC 17020の要求事項に沿った体制整備等に努めていることを確認することで代替することができる。

- 実証機関としての実施体制

(申請書類：別添2)

8. その他

- 環境技術実証事業運営委員会における実証機関候補の登録の具体的な手順については、技術実証運営・調査機関において、別途規則を定めるものとする。

以上